

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月21日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市条例第8号

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

桑名市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年桑名市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条中「第12条第1項第5号」を「同条第1項第5号」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の在宅勤務等手当）

第8条の2 給与条例第42条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

第15条第1項中「この場合において、」の次に「給与条例」を加え、同条第2項中「並びに第27条第2項及び第3項」を「、次条第2項及び第3項、第27条第2項及び第3項並びに第27条の2第2項及び第3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第59条（第2項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 フルタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

(2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

第27条第1項中「この条」の次に「及び次条」を、「この場合において、」の次に「給与条例」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第27条の2 給与条例第59条（第2項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項の勤勉手当基礎額の算出方法については、別に定める。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 パートタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の1級に分類される職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額
- (2) 第5条第1項の規定により別表第2に定める等級別基準職務表の2級に分類される職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(桑名市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 桑名市職員の育児休業等に関する条例（平成16年桑名市条例第36号）の一部を次のように改正する。
第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。
第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。
第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。
第9条第1項中「平成16年桑名市条例第50号」の次に「。以下「退職手当条例」という。」を加え、同条第2項中「桑名市職員退職手当支給条例」を「退職手当条例」に改める。
第19条第1項中「桑名市職員退職手当支給条例（平成16年桑名市条例第50号。以下「退職手当条例」という。）」を「退職手当条例」に改める。